



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	ある程度達成している

【総 評】

- ・ 受託事業量の平準化や適正な事業計画、経費節減などにより、引き続き管理費の収支バランスの均衡に努めていただきたい。
- ・ 調査発掘業務のコスト縮減努力が県の財政支出軽減につながることから、引き続き積算基準の見直しを行い、一層の経費削減に努めていただきたい。
- ・ 発掘調査業務の一層の効率化、コスト縮減の一方策として、他県の事例や民間企業等の能力等も勘案しつつ、引き続きアウトソーシングについて検討していただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員は8名で、学識経験者・市町関係者等が就任している、役員のうち1名は常勤(常務理事)となっている。 ・ 平成18年度以降の受託事業量の減少を見込み、調査課の係数を3から2に削減するとともに、道後公園の管理受託が終了し、湯築城資料館の全職員を削減した。平成19年度以降も事業量に応じて調査課派遣職員を減員し、組織体制のスリム化に努めている。 ・ 総務系部門のプロパー育成(法人会計の適正化に資する体制強化)のため、平成21年度より調査課職員を総務課に配置転換し、総務課派遣職員1名を減員した。 	
〔公益法人制度改革への対応〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度中に公益財団法人として移行申請が行えるよう、準備をしているところである。 ・ 今後、移行申請を行うに当たり、解決・整理していく事項として、役員候補者の選定において、同一団体の理事、使用人等が1/3を超えないなど人材の確保、公益目的事業の区分・整理において、受託事業が大半を占めるため、収益事業と不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業との区分・整理を挙げている。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県等から受託した発掘調査等業務に要した経費は、実費弁償方式を採用していることから、発掘調査に係る収支は均衡している。それに対して、事務所の維持費、総務関係職員の人件費等に充当する管理費については、発掘調査費の一定率を上乗せして事業者から得ているため、発掘調査事業量の増減により、管理費の収支が安定しないことが当法人の課題となっている。このため、事業者毎に県教委を交えた連絡調整会を(年2回)開催するなど、緊密な連絡調整体制をとり調査事業の平準化に努め、収支のバランス、経営の安定化を図っている。 ・ 国、県の公共事業減少に伴い発掘事業の減少が見込まれることから、平成19年度に市町からの発掘調査受託に関して基準を設け(市町単独対応が難しい大規模案件)市町からの発掘調査受託も進めることとした。 ・ 発掘調査をより効率的に推進するためのアウトソーシングについては、費用対効果、本県の民間企業等の能力や当法人の指導監督体制の状況などを勘案する必要があるが、他県の状況等の情報収集に努めるなど、引き続き将来的な課題として検討されたい。 	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員については、平成21年度から理事を1名減の6名、監事2名と合わせて計8名としている。 職員数は30名(平成18年度は32名)で、委託事業量の減少傾向に対応して逡減を図り、事業量の増減については県の派遣職員、臨時職員で対応している。 ・ 給与制度については県に準じており、給与カットも実施している。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none">県の財政的関与は、公共工事に係る埋蔵文化財発掘調査委託であるが、発掘調査等業務に関する積算基準については、管理費率の引き下げや、人件費などの見積方法について見直しを図り、事業者側負担の軽減と均衡化を図っている。	
(2) 人的関与の見直し	【評価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none">改革期間中（平成 18 年度から 21 年度までをいう。）事業量に応じた調査課への県派遣職員の削減を図るとともに、平成 21 年度より調査課のプロパー職員を総務課に配置転換することに伴い、総務課への県からの派遣職員を 1 名減員し、総務系プロパー職員の育成を図ることとしたことは評価できる。役員には、理事長に教育長が就任し、常務理事に県退職者が就任しているが、県民共有の貴重な歴史的遺産である埋蔵文化財の保護に係る専門機関として、県と密接に連携を図る必要があることから認められる。なお、理事に文化スポーツ部長が就任していたが、平成 19 年度から退任した。	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none">経営情報について、法人ホームページにて寄附行為を除き公表している。発掘成果の展示会、現地説明会の実施、機関紙の発行、当法人独自のホームページ（平成 22 年度にリニューアル）により、積極的に情報発信に努めている。情報公開要綱を定めている。	